

ロッパ史と中國史とのうえに、中世を展開させるきつかけとなったことにおもいたれば、本書に指摘されているような考古學的事實が世界史上にもつ意義は、いかに大きいものであるかにきづくことである。

なお本書におさめられた八三葉の圖版は、いずれもソ連邦當局の提供にかかる寫眞にもとづいたものといわれる。筆者もかつて一九五七年レングラードのエルミタージュ博物館において、J. Rudolphの教授の好意によりこれら遺物を手にすることをえて、ひとしおの感激をおぼえたが、本圖版に接し、その實物以上の鮮明さに、あらためて胸おどるおもいかられたしだいである。著者梅原末治博士は、ノイン・ウラ古墳群の遺物と親縁關係にある朝鮮樂浪郡遺跡の發掘調査を、多年にわたって擔當指導されてきたことは周知のとおりである。本書は、そのように漢代文物に對しもっともふかい造詣をもつ博士が、かつて一九二七年、二八年、三〇年と都合三たび訪ソして、ノイン・ウラ古墳出土の遺物につき精密な觀察、調査をされた成果であるとすれば、これこそ、まさにノイン・ウラ發掘遺物——とくにこれまでの調査報告書がゆるがせにしていた中國系遺物——の調査研究に關する決定版といつてよいであらう。

著者の自序によれば、本書は當初ソ連邦物質文化學院長オルデンブルグ教授の要請によつて、同學院から公刊される計畫であつたらしいが、のち同教授の長逝にあつて、その計畫が挫折したため、あらためて一九四二年東洋文庫論叢の一冊として刊行されるはこびとなつた。ところが上梓の寸前、不幸にも東京空襲にあつて全焼したので、戦後ふたたび稿をととのえ、ここに三十餘年の曲折をへて本

書の完成をみたという。老いてますます壯んな氣力によつて、いかなる障得をもふみこえてゆく著者の學問研究の熱情には、まったく頭のさがるおもいである。  
(田村實造)

## 中國古代の田制と税法

——秦漢經濟史研究——

平 中 著 次 著

昭和三十六年三月 京都 彙文堂  
B5判 三〇〇頁

戦後、中國古代史の研究、とくに秦漢史のそれにいちじるしい發展がみられるのはまことに喜ばしいことである。秦漢史の根本史料である史記・漢書・後漢書は、古來三史として日・中兩國において長年月の間、幾多の學者に親炙されてきたものであり、またそこに記載された中國古代帝國の國家體制は、その後幾多の變遷を経たとはいえ、清末までおよそ二〇〇餘年の間、世界史上にその巨大な姿をとどめた東洋的デスポティズムの祖形をなすものであつた。したがつて秦漢史を解明することは、あらゆる意味において中國史研究の出發點であることは誰しも異論のないところである。

秦漢史研究の業績は現今多くの數にのほつており、その業績がまとまつた形として著書になつたものもかなりの數に達している。そのなかでも、ここに紹介する平中氏の著書がとくにすぐれたものの一つであることは喋々するまでもない。

本書の構成は序文についてまず田制を論じた六篇の論文があり、その後に税制を論じた六篇の論文をおさめ、終りに附録として二篇

の論文を付加している。これらの諸論文は、今日までにそれぞれ學術雜誌上に發表されたものであり、本書作成のためとくに新しく書かれたものはないが、こうしてまとまつた形で出ると全體に一貫した體系がみられ、氏の過去における諸論考が、集約されたテーマのもとに着實な史料操作と嚴密な檢證を経て歸納されたものであることがわかる。

わたくしはこの紹介にあたって、論述の都合上わたくしなりに配列の順序を變更することを許されたい。というのは、著者が書物の標題にしたがってまず田制からはじめているのに對し、わたくしは税制・田制という逆の順序をとることにする。その理由は税制關係論文は著者の獨壇場であるとともに、ほとんど問題とすべき點もないからなる。べく簡単に紹介すればよいのであるが、田制關係論文は現下の秦漢史研究の問題點にふれる箇所が多く、したがってこれを後にまわして、のちの批評につづけたいと考えるからである。

さて税制關係論文から、その内容の時間的繼起の順序にしたがって紹介してゆくと、(一)『漢代の復除と周禮の施舍』(第十二章)。本論は周禮における税役の復除記事(施舍)の内容を解説するにあたって、註釋家の使用する「收事」「役事」(または單に「事」とすることもある)等の語が漢書などにもみえ、これが賦税・徭役の兩方面にわたっていることを指摘し、これによつて漢代における復除には税役兩者をふくむ場合と、そのいずれか一つの場合との三つのケースがあることをのべたものである。なおこれに付隨して、周禮の施舍に對する見解が、漢唐の舊註の場合これを税役兩者の免除とするに對し、宋以後の新注では力役のみの免除とする點で相違し

ていることを指摘し、それぞれの註家のおかれている歴史的背景の相違を示唆している點は注目に價する。(二)『漢代官吏家族の税役免除と「軍賦」の負擔』(第十一章)。漢書惠帝紀・卽位元年(一九四B・C・)の詔に、現勅任官(六百石)以上と、前親任官(二千石)以上の官吏の家族に對する税役免除に關する法令がでており、そのなかに官吏家族の税役一般の免除が約束されているが、ただ除外例として軍賦だけが徴收される事實について、軍賦とは更賦の誤りであることをのべたものである。(三)『居延漢簡と漢代の財產税』(第八章)。漢代の税制についてはこれまで幾多の研究があるが、財產税の實體については從來まったく不明であった。これを著者は居延漢簡によつて美事に解明することに成功した。すなわち、(A)原片一四六・候長得廣・昌里公乘・礼忠年卅。(B)原片二三〇・二堆・蔭長居延西道里公乘・徐宗年五十。の二つの簡のうち、(A)は財產の記録のみをのせているに對し、(B)は中段には財產を、上・下段には家口を記録している事實に注目し、(A)は百石の軍吏である候長礼忠の場合、財產税(貨産)のみを賦課して人頭税(口算)を免除したために、家口の記録を削除したものであり、(B)は財產税とともに人頭税が賦課されるため、家口の記録を付したものである。なお(B)の上・下段において家口に違いのあるのは、上段が一五歳以上の成年者を列擧したものであるに對し、下段は一四歳以下の未成年者であるとする。かくして(A)(B)兩簡から歸納されることは、(1)財產税は身分の上下にかかわりなく官吏も庶民も納入した。(2)人頭税は庶民のみに課せられた。(3)(B)簡において財產と家口とを並記したのは、口算も貨産とともに算額徴收法をとる點で一致しているからであり、賞算は

一〇〇〇〇錢につき一算(二〇錢)、口算は成年者一人につき一算と數えられた。(4)このような算賦徵收のためには、上記木簡のような算簿が人民の申告にもとずいて作成された等の諸點である。本論は著者の開拓した新しい分野で、漢代税制の實體をきわめて明快に解明した業績は高く評價さるべきものである。(4)『漢の武帝の算緡錢』(第九章)。算緡の「算」とは算錢のことであるが、「緡」とは貫錢高に換算された資産額であり、したがって算緡とは畢竟、財産税と同一性格のものになる。ただしこれは一般の財産税とはちがいとくに抑商の意味をもつもので、商人は一般財産税の五倍(二〇〇〇錢につき一算)、工業者は二・五倍(四〇〇〇錢につき一算)を徵收するもので、これは武帝が連年の外征によって財政困難に陥り、その打開策として元狩四年(一一九B・C)に施行したものである。しかしこのさい商人は財産の申告を眞面目に行なわなかったで、その後二回にわたって隱匿財産の告發(告緡)が行なわれ、中等以上の商人が大部分破産するという慘状を呈した。このような措置はもとより戰時體制をささえるための臨時のもので、昭帝の世に平和が回復するとともに廢止されたとする。(4)『漢代の營業と「占租」』(第七章)。漢書昭帝紀・始元六年(八一B・C)七月の條にある販賣占租の律について解明したもので、これは各種物品の製造販賣の場合に申告納税制が適用されることであるとする。(4)『漢代の馬口錢と口錢』(第十章)。漢書昭帝紀・元鳳二年(七九B・C)六月の條にある「馬口錢」が何であるかについて、從來これを畜産税とする説と、未成年者の口賦錢二三錢のうち三錢を、武帝がとくに車騎馬の費用に充てたことを指すとする説との二

つがあつたが、著者はこれを畜産税と斷定する。これに關連して、未成年者の口賦錢が成年者の人頭税とともに漢初より存在したものであることを、漢書高帝紀十一年二月の詔にある獻費の記事によって立證している。この結論を導出するために用いられた推論は實に巧妙で、著者ならではの感を抱かしめられる。

つぎに田制にうつると、(一)『王士思想の考察』(第一章)。詩經・小雅、北山の詩にある有名な文句「溥天之下、王土に非ざるは莫く、率土の濱、王臣に非ざるは莫し」に對する見解をのべながら、中國人民の土地私有は、畢竟、國家の第一次の上級の土地所有權に規制された第二次の下級の所有權にすぎず、したがって古代における土地私有の内容は用益占有權を主内容とするものにほかならぬとする。(二)『秦代土地制度の一考察——名田宅について』(第二章)。史記商君傳にある商鞅の制度改革を論じたもので、周の制度においては土地所有が特定の貴族身分に歸屬したが、秦ではこれを軍功身分(爵)に對應する土地所有制に切り換え、舊來のように貴族にかぎらず、ひろく一般庶民にこれを適用した。この場合軍功に應じて歸屬せしめられた土地は、現實に一般民の耕作している土地を采地として領有せしめるもので、外觀的には舊來の卿・大夫・士への土地歸屬と異なるものではないことを、荀子議兵篇、商子境内篇を參照してのべている。(三)『秦代の「自實田」について』(第三章)。秦の土地制度については史料がきわめてとほしく、そのほとんどすべては第二章に提出されているが、史記始皇本紀三十一年の條に引かれた史記集解に、徐廣曰として「使黔首自實田」の一條がある。この自實は手實・首實と同義で、秦の天下統一以前(始皇一六年)に行

なわれた戸口申告と、ここにかかげられた天下統一後の土地申告(自實田)とを対照すると、秦の全國支配に戸口・土地臺帳の整備が必須のものであったことをうかがえるとしている。(四)『漢代の「名田」「占田」について』(第四章)。本論は西嶋定生氏が『漢代の土地所有制―特に名田と占田について』(史學雜誌、五八の一)においてのべた見解に對する批判として出されたものである。西嶋氏は漢代において人民の所有地を表現する場合、民田・私田のほかに「名田」という語が使用され、これは家長が自己の所有地を官に申告し、これによって官が所有を認容するという意味を内藏する語で、名田の名は自他識別の意である。しかし後漢末になって國家權力が衰えるとともに土地申告の操作が弛緩し、新に用益處分を獨占した私的所有地を意味する「占田」という語が使用されると結論するに對し、著者は名田・占田という土地名稱はなく、名・占はそれぞれ動詞として使用されたもので、名とは一定の名義者にその事物を歸屬させることであり、その名義者である人民は國家權力に從屬する臣民なのであるから、その土地所有も國家權力下における公法的土地所有にほかならず、また占田の占も占據の意ではあるが、用益處分を獨占した近代的所有の概念を意味するものではなく公法的土地所有の域を出るものではないとする。(四)『漢代の公田の假―(鹽鐵論園池篇の記載)―について』(第五章)。漢代の公田の問題を論ずるさい、すべての學者がともに重要な論據とする、鹽鐵論園池篇の文の讀解についての過誤を訂したものであるが、しかしこの文の誤讀によって、從來の學者が漢代土地制度―とくに公田の假與の場合―の基本的解釋に重大な齟齬を生じたというのでは

なく、著者自身、公田の假與とは、公田を人民に賦與してこれから田租を收取することであるとの見解をしめしている。(六)『漢代の田租と災害による其の減免』(第六章)。本論は木村正雄氏の論文『中國古代專制主義とその基礎』(歴史學研究・二一七號)および『秦漢時代の田租とその性格』(同・二二三號)の二篇に對する批判の形をとっているが、著者の田制全般に對する見解を總括的にのべたものである。木村氏によれば、戰國時代から唐の均田制時代を終えるまでは、國家による人頭的人民支配が行なわれたという意味で古代に屬する。この古代的人頭支配を可能にしたものは、華北農業の基礎たる治水水利機構を國家が占有支配し、この支配によって農耕民たる人民を強力に人身的に支配することができた。したがって人民の國家に對して負擔する税役は、國の水利機構管理に對する反對給付としての意味をもつというのである。これに對し著者は、專制權力の人民に對する支配力の根源は、本論的には土地國有制にあるとの見解をとる。これはいうまでもなく初頭にのべられた王土思想にもとづくものであるが、本論において木村氏とするどく對立しているのは田租に對する見解である。木村氏は國家の水利機構管理を人民支配の重要なファクターとするため、田租は農業生産額にほかならず、したがって人頭税の一環とみるに對し、著者は田租は土地占有權者たる地主が土地所有權者たる國家に對して支拂う地代であるとする。

以上、付録をのぞいて本論全部の紹介を終った。紹介といつても主旨の一端をつたえたにすぎず、これによって著述の全容をもれなく要約しえたわけではない。著者の論考は微細な部面にわたつても

周到な論議をつくしているので、これらを一々紹介することは與えられた紙面では到底不可能である。付録におさめられた論文内容も、當然紹介すべきものであるが、割愛するのやむなきにいたった。書評本来の面目からいって、執筆を擔當した以上、愚見を呈示せねばならない段階に立到ったので、以下残された紙面にその一端をのべることにしよう。

はじめにあらかじめことわっておかねばならないことは、(一)第六章は本書所収の諸論文中最長篇のものであるばかりでなく、著者の中國古代史に對する基本的な見解が集約的にのべられた箇所でもあり、その意味で本書の中心的位置をしめるものと考えるので、わたしの論評も主としてここに焦點をしばつたこと。(二)本論は木村氏に對する批判として提起されたものであるから、兩氏の見解の相違點をたどりつつ所見をのべたことの二點である。

さて以下にのべることは本書によって誘發された疑問點で、愚問といつた方が適切なのだがわたくしの考えをまとめると次の五箇條になる。(1)田租の性格については、著者がこれを地代と規定するに對し、木村氏は人頭税の一環とする。これを税制上の問題としてみると、田租は土地所有面積に應じて差額のある税であるのに對し、人頭税は人民一人當に定額賦課される税であるから、兩者は税の性格においても種別においても異なるものであり、木村氏のように田租を人頭税の一環とすることは兩者を混同することになり、税の實體を正しく把握したものとはいえない。漢代の田租が地代であることは明白な事實であつて、この點は著者の考えが正しいとせねばならない。(2)つぎに田租が地主のみに課せられることは、

荀悅の論にしたがうかぎり正しいのであるが、では地主とは何であるか。著者は皇帝を第一次の上級の土地所有者とし、地主を第二次の下級の土地占有者とする。この考えは一般的に正しく、學者の中には古代における土地私有を、ともすれば近代的な獨占的排他的土地所有概念によつて處理してしまふ傾向がないとはいえないから、著者のように、人民の土地所有の基底に國家的土地所有が前提されていることを明確にしておくことは必要である。しかし地主とは土地占有者であると規定した場合、後漢書章帝紀・元和元年二月詔に「其れ郡國に令し、人の田無くして他界に徙り、肥饒に就かんと欲する者在所に到らば公田を給し租を收むる勿きこと五歲、算を除くこと三年」とあるのをどう解釋するかが問題になる。著者はこのような場合を公田の假作と解し、公田においては皇帝が第一次的土地所有權をもつとともに、同時に第二次の占有權をも掌握するものであるから、公田假作者は私田の假作の場合と同様に占有權者(公田の場合は國家)から土地を賃借するにすぎぬものとみている。しかしそれでは公田假作者に直接的には田租納入の法的義務が生じないことにならないだろうか。一方、木村氏は右の公田假作者の場合をよりどころとして、田租は無田の貧民にも課せられると論斷するが、公田假作者をはたして無田者とみることができであろうか。一體、公田の耕作は、(一)官奴婢に耕作せしめる場合、(二)人民に小作せしめる場合、(三)人民を雇傭して耕作せしめる場合等、種々のケースがあるが、(四)人民に賦與して耕作せしめる場合がより一般的である。この賦與と假作とがそれぞれの場合どうちがい、また公田賦與の場合に耕作者に占有權があるかないかが公田の田租問題を解く鍵

となるようであるが、要は土地占有権者である一般地主も公田耕作者も、ともに田租を負担すべきものであるという事實をもう一度検討しなおす必要がある。なお著者の第六章における土地占有権と田租負擔との相關關係論を推しすすめてゆくと、第五章における公田假作と田租納入の關係が第五章の行論とどのように關連するのかがあらたな問題點となろう。(3)著者も木村氏もともに專制權力の個別の人身支配を説きながら、このような支配の具現する基盤として、著者は土地國有を、木村氏は水利機構の國家管理を定立する。兩者の考えは基本的にはそれぞれマルクスとウィットフォードの立場に比定しうるものである。その是非はともかくとして、問題は、(A)平中氏の強調されるように、デスポティズムの個別の人身支配が、もし國家的土地所有を必須の媒介物として成立するのであれば、立錐の土地もたないとされる廣汎な小作農民層は、土地占有権者として田租を納入する地主を通じて、間接的にデスポティズムの支配をうけるとみなされるおそれがあり、(B)また木村氏のように水利機構の國家管理を支配の根源として強く打出すなれば、天野元之助氏の批判にせめかれた華北における天水農業の可能性や、豪族の私的水利・漑機構としての陂の存在をみとめる場合、個別の人身支配の全面的滲透が相當の屈折を蒙ることになりはしないか。(4)田租を納入する者が地主であるかないかについての意見の對立はしばらく論外におくとして、地主・小作を問わずこれを國家の公民とする點では兩者の意見が完全に一致する。そして公民とは專制權力の直接的個別の人身支配をうけるものであることも、兩者の共通した見解である。この公民を負擔體系の内容から分析すると、人頭税

・財産税・田租・徭役等を敷えるが、財産の多寡は各人千差萬別であるから、公民一般の負擔を問題の対象とする場合、人民の最大公約數に照準して財産をしばらく疎外し、自營小農民層を規準として考えると、公民一人の負擔體系においてもっとも重要な部分を占めるものは人頭税と徭役であり、田租は主體的な要素とはならない。すなわち人身支配の主内容は人頭税と徭役の收取にあるとすべきである。したがって專制權力の支配の根源を追究する場合、問題分析の視角を田租の性格論に集中することは、方法的にいっても、基本的な解答を期待できる途ではなからう。(5)著者は本書の冒頭第一章にかかげられた王士思想を中國古代史觀の基底に措置するために、專制權力の個別人身支配を可能ならしめる根源として國家的土地所有を必須のものとするが、詩經小雅、北山の詩にのべられたもう一つの文言である「率土の濱、王臣に非ざるは莫し」についてはどう考えられるのであろうか。デスポティズムの直接的個別の人身支配(詩經の語をすれば王臣という概念)は、國家的土地所有(王土)を唯一の媒介物としてはじめて成立するものであるのか、それともかならずしも土地國有を媒介することなく直接的に成立するものであるか。問題の核心はこの邊に潛んでいるように思える。

以上不肖をかえりみず、愚考の一端をのべた。このほかに、秦代の土地制度に關する西嶋定生氏の最近の見解(中國古代帝國の形成と構造)との關係をはじめとして、細部にわたれば論すべきことも若干あるが、これ以上に論議を擴大することをさげ、今後わたくしの研究を進めてゆくなかでふれることとしたい。ただ右に列擧した問題點は、わたくしの氣付くままに疑問をかかげたにすぎない。序

文によると、著者は今後徭役の研究に移行する意圖をしめしていられるから、その成果を大いに期待するとともに、この機會に愚問を呈して、著者が將來研究を展開されるなかにおいて高教を仰ごうとするものである。

おわりに著者の學問的態度と研究法について一言しておこう。本書を讀んでいるといつも目につくことは、著者が自説を提出するに先立って、從來の學説を逐一列擧し、過去の研究經過が一見してわかるようにのべられていることである。秦漢史の根本史料である三史は古來の註釋も數多いことであり、これらの諸説を一々吟味してかからねばならないことはいうまでもないが、これがかならずしも嚴密に行なわれているとはいえず、この點、氏が周到に會註考證を試みてのちに自説を提出している研究態度は、秦漢史を學ぶ者のひとしく模範とすべきところであろう。そして當然のことながら、關係史料の取扱にあたって一字一句をもおろそかにせず、その眞意を克明に追及してゆく眞摯な操作は、氏の論考に充分の信頼を抱かせる迫力となっている。このようにして積みあげられた一〇餘篇の論文は、綿密周到な考證と徹底した思索によつて秦漢經濟史に新しい分野を開拓し、過去の研究にいちぢるしい前進をもたらしている。本書に收められた數々の玉篇は、そのほとんどすべてがわたくしの敬服賞嘆してやまないものばかりである。にもかかわらずさきに若干の愚問を呈したのは、中國古代史の根本問題の解決を、著者の能力に期待してやまないがゆえである。誤解があれば寛恕を賜わりたい。

(西村元佑)

Huang Hsing (黃興)  
and the Chinese Revolution

Chün-tu Hsieh (薛君度)  
Stanford Studies in History, Economics,  
and Political Science, XX  
Stanford University Press, Stanford,  
California, 1961. (260頁)

一九一一年十月十日、武昌における一發の砲聲とともに始まった辛亥革命は、またたく間に全国各地の光復起義を呼び起し、滿清王朝に致命的打撃を與えてこれを覆した。幕藩體制を打倒した日本人民が天皇制を認めざるを得なかつたのに反し、光明に眼覺め、世界史的民族としての第一歩を踏出した中國人民は、その出發の當初から高らかに共和制のスローガンを掲げて二千年來の封建支配體制に終止符をうったのである。そのエネルギーが、ひきつづき袁世凱の帝制への野望を挫折させ、軍閥混戦と蔣介石の反動支配にとどめを刺して人民共和國を創りあげたのである。しかし、當時においても、眞の解放のためには、中國人民はたんに封建支配層と闘わねばならなかつただけでなく、先進的な文明國として共和政體を誇るアメリカ・フランス等の帝國主義諸列強とも闘わねばならなかつた。その課題は未解決のまま残されたものではあるが、それはともかくとしてアジアにおけるもつとも輝かしいブルジョア民主主義革命としての辛亥革命の意義は、その敗北が必然的であればあるだけ、なお一層徹底的に究明されなければならないであらう。